

第105回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和8年(2026年)2月24日(火) 午後1時30分から午後2時40分
開催場所 姫路市役所 本館10階 第3会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	後藤明彦	欠席		
2	小林隆	出席		
3	森下光春	出席		
4	大西正紀	出席		
5	岡本富博	出席		
6	船引政則	欠席		
7	嘉ノ海敏明	欠席		
8	青田俊則	出席		
9	沼田静雄	出席	○	
10	嶋田秀文	出席	○	
11	飯塚祐樹	欠席		
12	竹内己良	出席		
13	橋本静枝	出席		
14	小林弘行	出席		
15	吉田勝博	出席		
16	竹内光明	出席		
17	福永信幸	出席		会長職務代理者
18	青田誠	出席		会長職務代理者
19	田摩仁志	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 3名

議事内容

議案第1号	農地確認及び非農地確認について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法施行規則第29条第1号の確認について
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号	畑地転換届について
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び第4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取について
議案第7号	相続税等納税猶予適格者証明について
報告第1号	農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第2号	農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第3号	合意による解約等の通知について
報告第4号	県許可案件の許可状況について
報告第5号	農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

(令和8年2月24日 午後1時30分)

議長 定刻となりましたので、只今から、第105回総会を開催致します。

【 議長挨拶 】

現在の出席者数は、農業委員19名中15名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。

なお、後藤明彦委員、嘉ノ海敏明委員、飯塚祐樹委員、船引政則委員から欠席の連絡を頂いております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきます。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を沼田静雄委員と嶋田秀文委員をお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしくお願いたします。

議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号（P1～P2）を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、農地確認の申請が1件、非農地確認の申請が4件提出されております。

まず、農地確認です。

勝原区朝日谷の畑□□□□につきまして、「□□□□□□□□5条受理を受けたが、計画が変更となり、引き続き農地として利用している」との申請です。現況は「畑」となっております。なお、同時に追認の3条許可申請も提出されております。

担当委員から「適当である」との意見を頂いております。

中南部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。
続きまして、非農地確認です。

1 番です。

夢前町前之庄の田 1 3 筆□□□□□□につきまして、「平成 3 年以前より原野となっている」との申請です。

2 番です。

豊富町豊富の畑□□□□につきまして、「昭和 4 5 年以前から住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

3 番です。

別所町別所の田□□□□につきまして、「平成 1 1 年以前から倉庫敷地として利用している」との申請です。

4 番です。

香寺町相坂の田 2 筆□□□□□につきまして、「昭和 4 5 年から工場敷地および倉庫敷地として利用している」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。

北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

委 員

非農地確認の 1 番の案件について、補足します。

□□□□□の相続の関係で調べたところ、地目が農地のものが見つかったということで、ここは昔は水稻をお父さんがやっていたようですが、40 年以上前からされなくなり、山に挟まれた位置なので原野化し、今は一部が遊歩道になっていたりして、完全に非農地になっていました。

議 長

その他、何かご報告等ございますか。

各 委 員

・・・。

議 長

特にないようですので、承認とすることよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。

次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

〔農地法第 3 条の規定による許可申請について〕

議案第 2 号（P 2～P 6）を説明する。

農地法第 3 条の規定による許可申請について、この度は、2 3 件の申請が提出されております。参考資料（3 条）もあわせてご覧ください。

所有権の移転が 1 8 件、使用貸借権の設定が 5 件で、市街化区域の案件が 1 番、2 番、6 番、7 番、2 0 番である外は、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件となっております。申請地は、「貸付地」が 2 1 番以降である外は、いずれも譲渡人・貸人の「自作地」で、譲受人・借人はいずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な機械及び

ますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

19番です。

御国野町深志野の田2筆□□□□□□につきまして、飾磨区都倉の□□□□□□が、□□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻、露地野菜」となっております。

20番です。

別所町別所の畑2筆□□□□□□□□につきまして、別所町別所の□□□□□□□□が、□□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「花き、野菜」となっております。

21番以降につきましては、農地に設定された利用権が終期を迎えたことからの切り替え更新手続き分の案件となっております。現在の借人が引き続き借り受けて耕作されるものとの申請となっております、いずれも使用貸借権の再設定となっております。許可後の耕作面積に変動はありません。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。また、報告や補足説明等ございますか。

委員

18番の外国人の申請人は、耕作状況はどうでしょうか。

委員

この方は、役員をしている会社が近くにあり、その周辺で農地を取得されていますが、水稻は、今回が初めてで、少し心配しています。ところで、現地をまわっていて、外国人が農地を取得することに、周囲の住民から心配する声があったんですが、制限などはないのでしょうか。

事務局

農地法的には「日本人か外国人か」で差別はされませんが、「常時従事」の関係で在留資格や期間を確認しており、年間150日以上農業従事が必要とされているところ、取得後に帰国してしまったりして管理されなくならないよう、短期滞在者は許可できないこととされています。在留資格の中には就労制限がある場合もあります。本市においては、現在のところ10人いますが、すべて永住者となっています。

地域コミュニティに溶け込めるのか、といった心配もあるでしょうが、深刻な後継者不足に悩む地域では、意欲ある外国人が耕作放棄地を引き受け、地域農業の維持に貢献しているという側面もあり、一律に排除するものではなく、地域のルールを遵守し、適正に耕作を継続していただくことが重要だと考えています。

この申請人は、令和6年9月に新たな農家として3条許可を受けていて、その際には、農業委員による聞き取り調査をしていただいています。その後、昨年3月と6月に農地を取得されています。最初に取得された農地は、国道とため池に挟まれた細長い畑ですが、当初クズが生い茂っていましたが、今は畑状態で野菜が植わっていました。

議長

その他、なにかございますでしょうか。

各委員

・・・

議長

特にないようですので、それでは、総会規定に基づき、採決します。いずれも許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各委員	(全員挙手)
議長	<p>全員の挙手をいただきましたので、いずれについても許可相当といたします。</p> <p>次に、新規農家の聞き取り調査についてですが、事務局からの説明もありましたが地区協議会の意見では、2番については必要、1番と3番から7番については必要なし、との意見でしたが、こちらについてなにかご意見等ありますでしょうか。</p>
各委員	・・・。
議長	<p>特にないようですので、2番について聞き取り調査をするということによろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
議長	<p>「異議なし」の声を得ましたので、2番について、3月4日に来ていただいて新規農家の聞き取り調査を実施することとします。</p> <p>続きまして、議案第3号「農地法施行規則第29条第1号の確認」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号(P7)を説明する。</p> <p>〔農地法施行規則第29条第1号の確認について〕</p> <p>農地法施行規則第29条第1号の確認について、ご説明いたします。200㎡未満の農地を農業用倉庫などの農業用施設用地に利用する場合は、農地法第4条の規定による県知事の転用許可は不要となっておりますが、これに該当することの確認願として2件提出されております。参考資料(則29条転用)もあわせてご覧ください。</p> <p>どちらも、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。</p> <p>1番です。</p> <p>夢前町山之内の田の一部□□□につきまして、「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。現況はすでに農業用倉庫が建っております。</p> <p>2番です。</p> <p>飾東町豊国の畑の一部□□□につきまして、「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。「事業内容」につきましては、農業用倉庫を1棟設置する計画となっております。</p> <p>どちらの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。</p> <p>以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>有難うございました。</p> <p>事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。</p>
各委員	・・・。
議長	<p>特にないようですので、承認とすることによろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
議長	<p>「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。</p>

いただくこととなります。

この度の権利設定は、全体として、合計が「105件、172筆、239,948㎡」の計画となっており、このうち、新規の設定は「25件、42筆、58,194㎡」となっております。

案件の説明に当たりまして、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」こととされております。105番が□□□□□□□□□□□□の案件となっておりますので、まず、その外の案件からご審議をお願いいたします。別紙参考資料をご覧ください。

1番から104番について、全体として、合計が「104件、170筆、237,548㎡」の計画となっており、このうち、新規の設定は「25件、42筆、58,194㎡」となっております。

利用権の設定を受ける者のうち1番から15番の□□□□□□□□□□につきましましては、現在の耕作面積が0㎡であり、北東部地区農政協議会におきましては、「新規農家の聞き取り調査は必要」との意見となっております。

その他、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。本日の審議の結果を、ひょうご農林機構へ送付したいと考えております。

以上、農用地利用集積等促進計画への意見につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。
- 委員 68番の案件について、権利の設定を行う者と権利の設定を受ける者が同じ人ですが、問題はないのでしょうか。
- 事務局 ひょうご農林機構の説明によりますと、「農地バンクがいったん借りていて「転貸」という形になるため、直接の契約ではないので問題ない」という説明を受けています。また、地域計画の設定に際し、担い手として正式に設定し、補助金の受給要件を確実に満たす必要性があることも考えられます。
- 委員 備考欄の下に借賃についての欄がありますが、賃料はいくらの設定ですか。
- 事務局 今回はすべて使用貸借権の設定ですので、賃料の設定はなくタダでの貸し借りとなっております。なお、賃料が発生するのは貸借権の設定の場合で、その設定された賃料の金額は、農地法3条の賃借の分と合わせて1年間の実績を集計し、その平均額を賃借料情報として公表していますので、新たな契約をする際に参考にさせていただくことができます。ただし、本市では実績数が多くなく年によってばらつきが大きく、あまり参考にならないかもしれません。
- 議長 ほかに、なにかございますか。
- 各委員 ……。
- 議長 それでは、承認することよろしいでしょうか。
- 各委員 異議なし。
- 議長 「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。
次に、新規農家の聞き取り調査についてですが、北東部地区農政協議会の意見では、聞き取り調査は必要、ということでしたが、こちらについてなにかご意見等ありますでしょうか。

各委員 ……。

議長 それでは、承認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。
次に、報告事項に入ります。
報告第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第1号（P18～P20）を説明する。
〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、1月9日から2月5日の間に受け付けたもの15件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長 有り難うございます。ご意見ご質問等ありますか。

各委員 ……。

議長 特にないようですので、確認いたします。
次に、報告第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第2号（P20～P26）を説明する。
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、1月9日から2月5日の間に受け付けたもの35件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長 有り難うございます。何かご質問等ございせんか。

各委員 ……。

議長 ないようですので、確認とすることをお願いします。
次に報告第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第3号（P27～P28）を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が3件、使用貸借契約の解約の通知が7件ございました。このうち、農地中間管理事業に該当するものは4件です。賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、いずれも「無償」となっております。
報告は、以上です。

議長 有り難うございます。なにか、ご質問等ございせんか。

各委員 ……。

議長 ないようですね。確認をお願いします。
次に報告第4号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第4号（P29～P30）を説明する。
〔県許可案件の許可状況について〕

議長 報告、有り難うございます。確認をお願いします。
次に報告第5号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第5号（P31）を説明する。
〔県農業経営改善計画（認定農業者）の認定について〕

1月の会長決裁分について報告させていただきます。
案件は1件です。認定の継続申請になります。
□□□□□で稲作、麦類作（小麦）、雑穀・いも類・豆類（黒大豆）、露地野菜（玉ねぎ、白菜）の複合経営をされている□□□□□□□□につきまして、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることから、問題はなく、認定農業者として「適切である」と農業委員会から市長へ回答していました。
その結果として、令和8年1月27日付けで継続認定したと市長から農業委員会へ通知がありましたので、ご報告いたします。
報告は以上です。

議長 有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

委員 現状と5年後の目標について、年間労働時間は減っているのに年間農業所得が増える計画となっているが、そんなに上手くいくものだろうか。

事務局 聞くところでは、これまでは水稻に失敗していたが、これが上手くいけば収入増につながるものと考えられています。ただ、正直、補助金頼みの計画と感じられる部分もあり、そこについては、個別に意見として伝えてはいます。

議長 他にご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ……。

議長 ないようですね。確認をお願いします。
以上で、本日の議題は、すべて終了しました。
全体を通して、何かございますか。

各委員 ……。

議長 それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後2時40分 終了)

議事録署名委員

(議長)

田 靡 仁 志

(署名委員)

沼 田 静 雄

(署名委員)

嶋 田 秀 文
